

研究成果展開事業
研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)
実装支援（返済型）

2026年度(令和8年度) 公募要領

公募期間

2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）正午
（通年公募にて応募相談・選考を随時実施）



スタートアップ・技術移転推進部 実装支援グループ

2026年4月（初版）

発行履歴

発行日	発行内容
2026年4月	初版発行

公募概要

(1)本事業の概要

A-STEP は大学・公的研究機関等で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムです。

本公募対象となる〈A-STEP 実装支援（返済型）〉は、大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指すスタートアップ等を対象に、革新的な製品・サービス創出に向けた実用化開発を支援します。具体的には、イノベーション創出を目指すスタートアップ等への開発費貸付を通じた支援により、研究成果の早期社会還元を目指します。

(2)公募対象

- ・日本国内に法人格を有する民間企業であって、中小企業基本法等に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること。
 - ・未上場であること又は新興市場のみに上場していること。
 - ・開発開始時に開発費総額の 10%に相当する担保又は保証を設定できること。
- 等を全て満たす企業（スタートアップ等）

(3)公募期間

2026 年 4 月 1 日（水）～2027 年 3 月 31 日（水）正午（随時、応募相談・選考）

(4)開発期間

最長 3 年間

(5)開発費

開発期間累計で上限 5 億円（間接経費・再委託費を含む）

(6)終了・中止後の開発費の扱い

○終了：事後評価結果により異なります。（高評価順に S, A, B, C の 4 段階評価）

事後評価が S, A, B 評価の場合：JST が支出した開発費の全額を返済

事後評価が C 評価の場合：JST が支出した開発費の 10%を返済

（事後評価における評価基準）

S：期待を大きく上回る開発成果が得られた

- | |
|-------------------------|
| A : 期待した開発成果が得られた |
| B : 展開の見込める開発成果が得られた |
| C : 展開の見込める開発成果は得られなかった |

○開発中止の場合：JST が支出した開発費の全額を返済

(7)その他

- ・ 応募にあたっては JST への応募相談が必須となります。
- ・ 開発開始時に開発費総額の 10%に相当する担保又は保証を設定いただきます。
- ・ 返済期間は開発終了後、10 年以内です。

<お願い>

A-STEP 実装支援（返済型）では企業への委託開発を行うため、委託研究を行う JST の他事業とは使用する用語が一部異なります。「第 0 章 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ」「第 4 章 応募に際しての注意事項」の一部については、他事業との共通の記載や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の仕様上変更できない箇所がありますので、その場合は下記の読み替えをお願いいたします。

研究、研究開発	→	開発
研究費、委託研究費	→	開発費
研究契約、委託研究契約	→	新技術開発委託契約
研究機関、実施機関	→	開発実施企業
研究期間、実施期間	→	開発期間
研究計画、研究開発計画	→	開発実施計画
研究代表者、研究提案者	→	開発管理責任者

目次

第 0 章 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	8
0.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	8
0.2 ダイバーシティの推進について	9
0.3 公正な研究活動を目指して	10
第 1 章 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）実装支援（返済型）について ..	12
1.1 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）について	12
1.1.1 目的	12
1.1.2 概要	13
1.1.3 プログラム実施体制	13
1.1.4 特徴	13
1.2 実装支援（返済型）について	14
第 2 章 公募・選考	20
2.1 公募対象となる制度	20
2.2 公募期間及びスケジュール	20
2.3 開発期間	20
2.4 開発費（上限額）	20
2.5 採択予定課題数.....	20
2.6 応募要件	20
2.6.1 課題提案の要件	21
2.6.2 技術シーズの要件	21
2.6.3 開発実施企業（課題提案者）の要件	22
2.6.4 開発管理責任者の要件	22
2.7 応募相談・選考の方法	23
2.7.1 応募相談について	23
2.7.2 応募・選考について	24
2.8 応募相談・選考にあたって	26
2.8.1 応募相談・選考の全体像	26
2.8.2 利益相反マネジメントの実施.....	26

2.9 選考の観点	29
第 3 章 採択後の開発推進等について.....	32
3.0 選考後の流れ	32
3.1 開発実施計画の調整.....	32
3.2 開発委託契約の締結.....	33
3.3 開発費	33
3.3.1 直接経費.....	34
3.3.2 間接経費.....	35
3.3.3 再委託費.....	35
3.3.4 取得物品の帰属について	35
3.4 評価	36
3.4.1 評価	36
3.4.2 追跡調査.....	37
3.5 開発終了の取扱い.....	37
3.6 開発中止の取扱い.....	37
3.7 開発管理責任者の責務等	38
3.7.1 確認書の提出について	38
3.7.2 開発の推進・管理	38
3.7.3 申請・届及び報告に関する書類及び経理書類の提出	39
3.7.4 指導・助言、評価への対応.....	39
3.7.5 開発成果の公表.....	39
3.7.6 開発成果の実施.....	40
3.7.7 調査	40
3.8 開発実施企業の責務等	40
3.9 その他留意事項.....	43
3.9.1 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	43
第 4 章 応募に際しての注意事項	44
4.1 生成 AI の利用について	44
4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	44
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	46

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保	49
4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	50
4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	52
4.7 府省共通経費取扱区分表について	52
4.8 費目間流用について	52
4.9 開発終了までの開発期間の確保について	53
4.10 間接経費について	53
4.11 研究設備・機器の共用促進について	53
4.12 博士課程学生の処遇の改善について	55
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	57
4.14 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	58
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	58
4.16 社会との対話・協働の推進について	59
4.17 オープンサイエンスの促進について	59
4.18 ライフサイエンス分野のデータ公開について	63
4.19 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	63
4.20 競争的研究費改革に関する記載事項	64
4.21 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	64
4.22 不正使用及び不正受給への対応	65
4.23 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	67
4.24 関係法令等に違反した場合の措置	67
4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	68
4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	71
4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	72
4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	72
4.29 研究者情報の researchmap への登録について	72
4.30 JST からの特許出願について	72
4.31 特許出願非公開制度について	73
4.32 応募情報及び個人情報の取扱い	73

第 0 章 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

0.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いをします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



0.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

0.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、

科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革等に取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 1 章 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 実装支援 (返済型) について

研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 実装支援 (返済型) は、競争的研究費制度に該当します。

1.1 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) について

1.1.1 目的

○背景

産学連携による研究開発の拡大と活性化のためには、大学等の研究成果に基づくシーズと企業ニーズとの適切なマッチングを実現する、全国域での橋渡し活動の拡大、および、適切な産学共同相手の探索が重要です。また、適切なマッチングによる産学共同研究では高い社会的インパクトが見込まれる研究開発を適切なマネジメントの下で実施することが求められています。加えて、あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会課題に対応していくことも期待されます。

○A-STEP とは

A-STEP は大学・公的研究機関等 (以下「大学等」^{※1} という。) で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムです。

○A-STEP の果たす役割

本プログラムでは、大学等が創出する社会実装志向の多様な技術シーズの掘り起こしや、先端的基础研究成果を持つ研究者の企業探索段階からの支援、産学共同による技術シーズの実用化に向けた可能性検証への支援、及び開発ニーズを持つ企業による技術シーズの実用化に向けた支援といった、適切なハンズオン支援の下で研究開発を推進することで、中核技術の構築や実用化開発等の推進を通じた企業への技術移転を行います。さらにハンズオン支援等を通じて産学連携活動のノウハウを提供し、産学連携に取り組む研究者裾野拡大を図ります。また、本プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することによる若手研究者の育成を目指します。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

1.1.2 概要

A-STEP では、大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援します。研究開発の状況に応じて、リスクの解消に適した複数のメニューを設けています。

最新の支援メニューについては、A-STEP Web サイトの以下ページを確認してください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html>

A-STEP では、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて各支援メニューに応じた企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるものとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。

1.1.3 事業実施体制

A-STEP では、JST が競争的研究費制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を定めます。PD、PO は、外部有識者等で構成され、研究開発運営・支援体制の核となり、本プログラムの適切な運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

1.1.4 特徴

(1)幅広い研究開発が支援対象

A-STEP では、研究開発の目的・状況に合った支援メニューを選択して応募することができます。また、複数の支援メニューを継続して利用する^{※2} ことにより、長期の研究開発を実施することが可能です。

※2 ステージⅠ（育成フェーズ）からステージⅡ（本格フェーズ）への移行にはステージゲート評価を設けています。絞り込みを経て移行可と評価された場合には切れ目なく研究実施することが可能です。他の支援メニューを継続して利用する場合は、公募時に新規提案としてご応募いただくこととなります。

また、A-STEP では、社会課題解決等に向けて、イノベーション創出が期待できる、幅広い分野の研究開発提案を支援対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では募集の対象外となります。

「医療分野^{※3}」とは、人を対象とした疾病や外傷、身体に負った障がいを特定した診断、治療もしくは予防のために用いられ、または人の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすために用いられる、医薬品・医療機器・再生医療等製品のいずれかに該当するものを指します。

※3 本定義は A-STEP に限定するものとします。

(2)研究開発計画の最適化

A-STEP では、提案された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発の状況に対する研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化を必要に応じて行います。

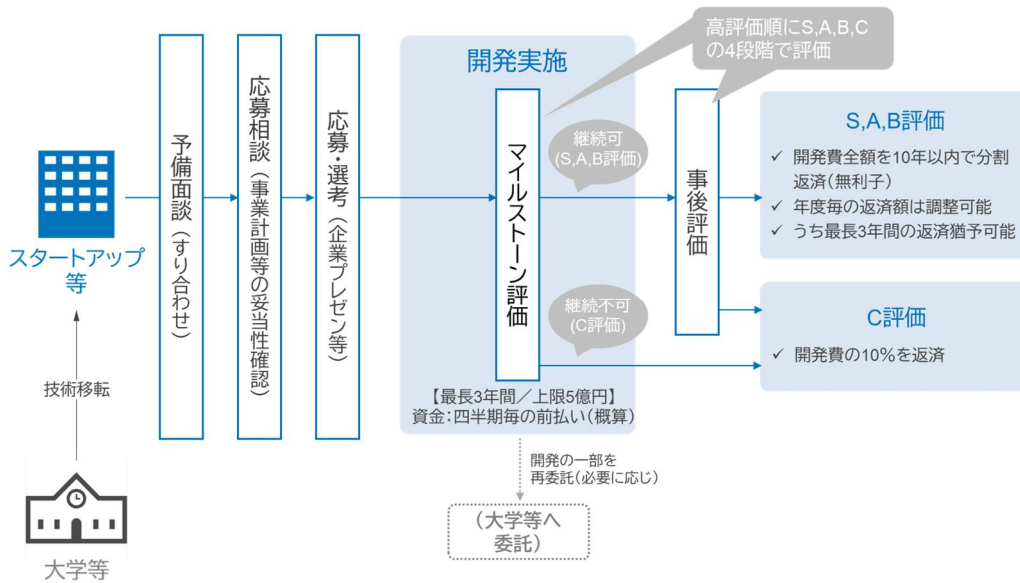
また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、PO が研究開発課題全体のマネジメントを行い、適宜アドバイスを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、適切な専門家（アドバイザー）を配置して課題推進の強化を図ります。

1.2 実装支援（返済型）について

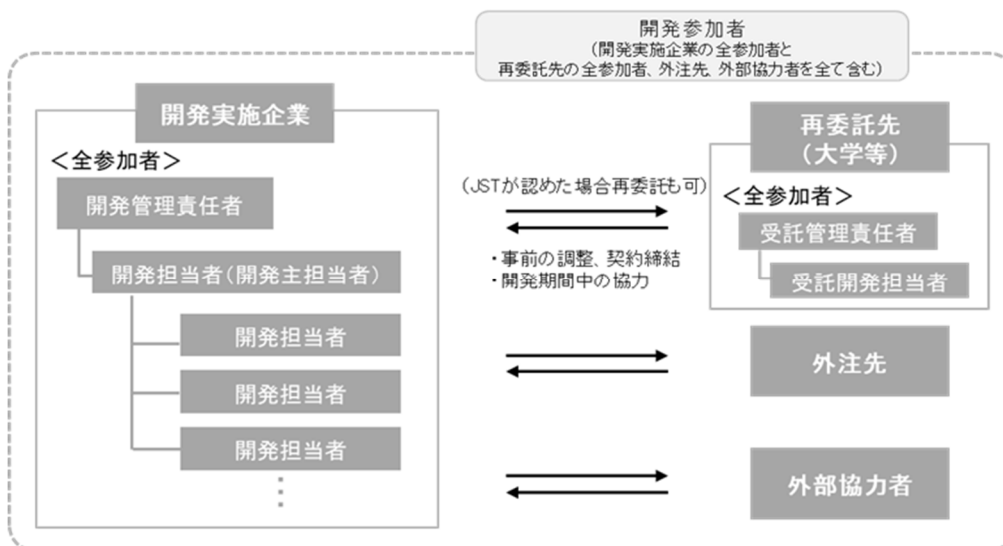
○本事業の概要

A-STEP 実装支援（返済型）（以下「本事業」という。）は、大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指すスタートアップ等（[2.6.3 参照](#)）を対象に、革新的な製品・サービス創出に向けた実用化開発を支援します。具体的には、イノベーション創出を目指すスタートアップ等への開発費貸付を通じた支援により、研究成果の早期社会還元を目指します。

○事業スキーム



○開発に係る体制の全体像



本事業の推進にあたって、JSTは新技術開発委託契約（以下「開発委託契約」という。）を、開発実施企業と締結します。

○開発に関係する者の定義

（開発実施企業（研究機関））

JSTと開発委託契約を締結し、JSTから開発費の提供を受ける機関をいいます。

（開発管理責任者（プロジェクトリーダー））

本事業では、「開発管理責任者」がプロジェクトリーダーとなります。開発管理責任者は、計画書

の作成、各種申請及び報告、開発遂行上のマネジメント等、本開発の推進全般について責任を負います。開発実施企業の代表権を持つ方で、開発実施企業に所属し、開発期間中、日本国内に居住する方に就任いただきます。

（開発担当者）

開発実施企業に属し、開発管理責任者の下で本開発に参加する、開発実施計画書（JST の承認を受けて変更された場合その変更されたもの。）に記載の専任技術者・兼任技術者をいいます。

また、その中で主な役割を担う者を「開発主担当者」といいます。

（再委託先【該当する場合のみ】）

本開発の遂行にあたって、JST が特に必要と認める場合には、本開発の実施項目の一部を大学等の第三者に委託することができ、その委託先を「再委託先」といいます。

（評価委員会）

JST が委嘱した外部有識者（評価委員長（PO）・評価委員）で構成される、JST の下に設置された委員会であり、A-STEP 実装支援（返済型）の評価を行うとともに、開発の推進に意見を述べます。

評価委員長・評価委員は、JST 職員と同等の守秘義務を負っています。

（専門委員）

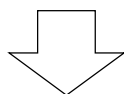
JST が委嘱した外部有識者であり、開発の進捗確認や、評価委員会や開発実施企業に対して開発に関する技術的な所見を提供する者をいいます。

専門委員は、JST 職員と同等の守秘義務を負っています。

○応募相談、選考、開発、返済の流れ

① 予備面談

- ・ 応募を検討する企業においては事前に JST と面談し、企業ニーズと本事業がマッチする見込みを、企業・JST の双方で確認します。

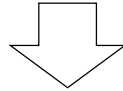


② 応募相談（デューデリジェンス等）（必須）

- ・ JST は、企業から提供された情報・書類及び打合せ内容を踏まえて事業計画・返済計画及び開

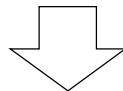
発実施計画の妥当性の確認を目的とした調査を行います。また、その過程で外部有識者ヒアリング及びリファレンスを実施します。

- ・ 応募相談を通して、各計画の修正が必要となった場合は JST と企業の協議の上で計画の見直しを行っていただきます。



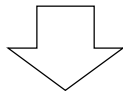
③応募

- ・ 応募相談において JST が事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性を確認した場合のみ、応募が可能です。
- * 開発管理責任者には、応募相談の結果を踏まえて課題提案書を作成いただきます。
- * 開発管理責任者には、e-Rad を通じて課題提案書を提出していただくとともに、その他の必要書類は JST 指定方法にて提出していただきます。



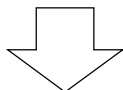
④形式審査

- ・ 提出された応募書類を基に、応募要件（2.6 参照）を満たしているか否かについて JST が審査します。
- ・ 応募要件等を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外します。



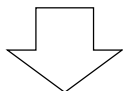
⑤書類選考

- ・ 評価委員会における評価委員長（PO）が評価委員等の協力を得て、書類選考を実施します。
- ・ 書類選考結果を基に、JST が面接選考を実施する課題提案を選定します。



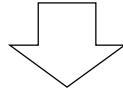
⑥面接選考

- ・ 評価委員会における評価委員長（PO）が評価委員等の協力を得て、面接選考を実施し、採択候補課題を選定します。



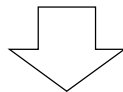
⑦開発実施計画の調整

- ・採択候補課題に関して、開発管理責任者には課題提案書を基に、開発実施計画書を作成の上、JST へ提出いただきます（選考で受けた評価結果、指摘事項を開発実施計画書に反映いただきます）。



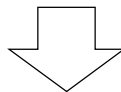
⑧開発課題の決定（採択）

- ・面接選考結果及び開発実施計画を基に、JST が採択する開発課題を決定します。



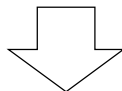
⑨開発委託契約の締結

- ・開発実施企業と JST の間で予め確認を行った契約条件で開発委託契約を締結します。
- ・契約締結に際し、開発費総額の 10%に相当する担保又は保証を設定いただきます。
- ・その他、契約締結・開発開始までに必要な書類を提出いただきます。



⑩開発開始

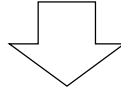
- ・開発実施企業は、開発を開始します。
- ・また、採択した開発課題として、JST Web サイト等にて、開発課題名、開発実施企業名、技術シーズを創出した研究者名及びその所属機関名や、開発内容の概要を公表します。
※開発課題によっては、開発開始前に公表する場合があります。



（開発の開始～終了までの開発期間中）

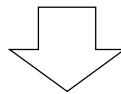
- ・開発委託契約書、事務処理説明書、開発実施計画書に従って、開発管理責任者を中心として適切に開発を実施いただきます。開発の推進を目的として、開発の進捗状況等に応じて、JST は専門委員の協力を得ます。
- ・開発管理責任者は、開発の進捗に関する報告書を、開発委託契約書に基づき提出します。
- ・評価委員会による評価（マイルストーン評価（必須）、中間評価（該当する場合のみ））を受けます。
マイルストーン評価及び中間評価（計画変更に係る評価を除く）において S, A, B 評価と評価

された場合に限り、開発実施企業は開発を継続し、開発費の残額を使用することができます。C評価と評価された場合は、開発継続不可となります。また、評価結果によっては開発費の増額・減額、開発の終了を行うことがあります。



⑪開発終了

- ・開発管理責任者は、開発実施報告書を提出します。
- ・開発終了後、3ヶ月以内に、評価委員会による事後評価を行います。JSTは、それを受けて事後評価結果を決定します。



⑫開発費の返済

- ・開発実施企業は開発費の返済を行います。返済額は事後評価結果に応じて、又、返済期間はJSTに事前に相談いただき調整することとします。

第 2 章 公募・選考

2.1 公募対象となる制度

A-STEP 実装支援（返済型）では、大学等の研究成果の社会実装を目指す、スタートアップ等（[2.6.3 参照](#)）による実用化開発を、開発費の貸付により支援します。

- ・対象分野：特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外。

2.2 公募期間及びスケジュール

2026 年 4 月 1 日（水）～2027 年 3 月 31 日（水）正午

- ・応募相談・選考を随時実施し、採否を判定いたします。
- ・e-Rad 申請を含む応募（[2.7.2 参照](#)）前に JST への応募相談を必須としております。応募相談から、JST が確認を行い応募可能となるまで 2～3 ヶ月程度かかることが想定されます。
- ・応募後、選考を経て、採択・契約・開発開始まで 3 ヶ月程度かかることが想定されます。
- ・以上を御理解の上、時間に余裕を持って応募相談いただくことを推奨いたします。

2.3 開発期間

最長 3 年間

2.4 開発費（上限額）

開発期間累計で上限 5 億円※（間接経費・再委託費含む）

- ・開発開始時に開発費総額の 10%に相当する担保又は保証を設定いただきます。
- ・開発中止・終了後に所定の返済額を返済いただきます。

※ 応募相談・選考において、開発実施計画の見直しとあわせて減額調整される場合があります。

2.5 採択予定課題数

数件～10 件以内※

※ 応募相談・選考を経た最終的な件数です。

2.6 応募要件

2.6.1～2.6.4 の各種要件に該当しない場合には、要件不備として不採択となることがあります。

2.6.1 課題提案の要件

以下の要件を全て満たす課題提案であること。

- ① 大学等の技術シーズ（[2.6.2](#) 参照）の社会実装を目指し、ハイリスク・ハイインパクトの開発に取り組むスタートアップ等（[2.6.3](#) 参照）による提案であって、その社会実装に必須の開発であること。また、開発終了後、開発成果の社会実装が計画されていること（開発成果を用いた製品・サービス等に関する事業化計画（市場投入計画等）や販売計画が検討されていること）。
- ② 具体的な開発実施計画があり、開発目標が明確にされていること。
- ③ 開発開始時に開発費総額の10%に相当する担保^{※1}又は保証^{※2}を設定できること。
- ④ 事前にJSTへの応募相談（[2.7.1](#) 参照）^{※3}を行い、①、②及び事業計画・返済計画についての妥当性の確認をJSTから得られていること。

※1 「担保」とは、預金、不動産、有価証券（国債、公共債若しくはスタンダード・プライム市場の上場株式）をいいます。

※2 「保証」とは、親会社、銀行等の第三者（個人を除く）による保証をいいます。

※3 応募相談において、開発実施計画の見直しとあわせて、開発費が減額調整される場合があります。

2.6.2 技術シーズの要件

以下の要件を全て満たす技術シーズ^{※4}であること。

- ① 大学等に所属する（又は創出時に大学等に所属していた）研究者の発明等に基づく知的財産権であること^{※5,6,7}（大学等の職務発明と認定されたものに限る）。
- ② 応募時点で実用性が検証されているものの、いまだ実用化（製品化・サービス化）されていない新技術であること。
- ③ 開発実施企業が利用する権利を有すること^{※8}。

※4 JSTでは採択した開発課題について、JST Webサイト等にて、技術シーズを創出した研究者名及びその所属機関名等を公表します。公表については、開発実施企業の責任において関係者の了承を得ていただきます。

※5 権利者が、企業、大学等いずれであるかは問いません。

※6 特許の場合には、登録済だけでなく、出願中であっても該当します。

※7 権利者にJSTが含まれる場合は、利用する権利について応募相談の時点にてJST知的財産マネジメント推進部（TEL:03-5214-8486）に御確認ください。

※8 契約締結までに書面で示す必要があります。

2.6.3 開発実施企業（課題提案者）の要件

以下の要件を満たす企業（スタートアップ等）であること。

- ① 日本国内に法人格を有する民間企業^{※9}であって、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時雇用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(以下3業種を除く)	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

- ② 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。
- 1) 直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。
 - 2) 直近3期の計算書類^{※10}がない。
 - 3) 破産、再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている又はしている。
- ③ 未上場であること又は新興市場^{※11}のみに上場していること。
- ④ 課題提案が属する技術分野に関する研究開発の基盤を有すること。

※9 「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社をいいます。

※10 「計算書類」とは、会社法及び会社計算規則で定める貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を指します。

※11 「新興市場」とは、国内においては「グロース」、「ネクスト」、「アンビシャス」、「Q-board」をいいます。また、国外の市場については、ロンドン証券取引所の「AIM」又はそれに相当する市場を想定していますが、該当する場合には事前にJSTまで御相談ください。

2.6.4 開発管理責任者の要件

以下の要件を全て満たす者であること。

- ① 計画書の作成、各種申請・届及び報告、開発遂行上のマネジメント等、本開発の推進全般について責任を負うこと。
- ② 課題提案者（開発実施企業）に所属し、開発期間中、日本国内に居住すること。
- ③ 開発実施企業の代表権を持つ者であること。

④ 研究倫理教育に関するプログラム^{※11}を修了していること。

※12 「[4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について](#)」を御参照ください。なお、未修了の場合の受講は、応募相談において事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性が確認された後で構いません。

2.7 応募相談・選考の方法

2.7.1 応募相談について

○応募相談について

本事業への応募を検討している企業は、応募前に JST へ応募相談を行っていただきます(必須)。JST は、企業から提供された情報・書類及び打合せ内容を踏まえて調査を行い、その過程で外部有識者ヒアリング及びリファレンスも実施します。それらを基に、事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性を確認します。

○応募相談時の提出書類

(ヒアリング内容によって、提出不要となる書類や追加で御提出いただく書類もあります。)

提出書類 ^{※1}	提出方法
①企業概要〔JST 指定様式〕 ②応募要件に係るチェックリスト〔JST 指定様式〕 ③開発実施計画の概要〔JST 指定様式〕 ④事業計画 ^{※2} 〔様式自由〕 ⑤返済計画〔様式自由〕 ⑥直近 3 期分の計算書類又は有価証券報告書（納税申告書、別表、科目明細一式を含む） ⑦履歴事項全部証明書（発行日より 3 ヶ月以内、かつ最新の変更が反映されているもの）	JST の指定するオンラインストレージサービス ^{※3}

※1 ①～③の JST 指定様式は A-STEP Web ページ（以下）からダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/hensai.html>

※2 項目例は以下の通りです。

- 1) 企業概要
- 2) 主な経営陣の紹介
- 3) 事業の目標と内容

- 4) 製品・サービスの特長とビジネスモデル
- 5) ターゲット市場と市場規模、想定する顧客
- 6) 競合の状況及びそれに対する優位性（技術、知財等）
- 7) 事業戦略
- 8) 体制（社外パートナーを含む開発、販売体制）
- 9) スケジュール
- 10) 数値計画・資本政策

※3 ファイル格納先は応募相談時に別途御連絡いたします。

○応募相談お申込みにあたっての連絡先

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 実装支援グループ

- ・ E-mail : jitsuyoka@jst.go.jp
- ・ Web フォーム : https://form.jst.go.jp/enquetes/a-step_inquiry

2.7.2 応募・選考について

○選考について

課題提案者からの応募を受け、JST は以下の流れで選考を行います。

（応募の前に、応募相談（[2.7.1](#) 参照）を実施いただく必要があります。）

a. 形式審査

提出書類を基に、応募要件等（「[2.6 応募要件](#)」記載の要件、開発費の総額、開発期間、必要書類の有無、安全保障貿易管理体制、不合理な重複・過度の集中、申請及び参加資格の制限）を満たしているかについて確認します。応募要件等を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外します。

b. 書類選考

評価委員長（PO）が評価委員等の協力を得て、書類選考を実施します。書類選考結果を基に JST が面接選考を実施する課題提案を選定します。

書類選考の結果、面接選考の対象となった課題提案者には、その旨を通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める書類・情報について御案内いたします。書類選考で不採択となった課題提案には、開発管理責任者へ選考結果を書面で通知します。

c. 面接選考

評価委員長（PO）が評価委員の協力を得て、面接選考を実施し、採択候補課題を選定します。なお、面接選考に出席しなかった場合は、辞退とみなします。

面接選考では、課題提案者に課題提案書に記載した内容及び書類選考で指摘された内容

に関する情報を説明いただきます。なお、技術シーズを創出した研究者は評価者との質疑応答対応のために面接選考に参加可能です。

面接選考で不採択となった課題提案には、開発管理責任者へ選考結果を書面で通知します。

(その後の流れについては、[3.0](#)を参照ください。)

○応募方法

応募には、以下①②の両方を行うことが必要であり、①②の通り、全て指定の方法（e-Rad 及び JST 指定のオンラインストレージサービス）でアップロードしてください。それ以外の方法で応募された場合や誤って応募された場合は受理しません。（発送者への連絡・返却は行わず、破棄いたします）。

①e-Rad 申請（応募情報の Web 入力と課題提案書の添付）※4,5,6

②該当書類に関する、JST の指定するオンラインストレージサービスによる提出

※4 課題提案者は「スタートアップ等」になっていますが、開発管理責任者が e-Rad で申請してください。

※5 e-Rad のログイン ID をお持ちでない方は、速やかに「研究者」登録をお済ませください。また、公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高くなり、トラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって応募を完了してください。なお、公募締切までに e-Rad を通じた申請手続きが完了していない課題提案、JST による受理後に e-Rad を通じて課題提案の取下げ処理を行った課題提案は、2026 年度公募の選考の対象とはいたしません。

※6 e-Rad 及び e-Rad による申請方法については、別紙「e-Rad による申請方法等について」を御確認ください。

○応募に必要な書類

応募に必要な書類は下表の通りです。なお、提出書類に不足・不備がある場合は、要件不備として不採択となることがあります。

	提出書類	提出方法
1)	課題提案書〔JST 指定様式〕※7,8,9	e-Rad
2)	①事業計画〔様式自由〕 ②返済計画〔様式自由〕 ③直近 3 期分の計算書類又は有価証券報告書（納税申告書、別表、科目明細一式を含む）	JST の指定するオンラインストレージサービス※11

<p>④履歴事項全部証明書（発行日より3ヶ月以内、かつ最新の変更が反映されているもの）</p> <p>⑤（準備できている場合）技術シーズについて開発実施企業が利用する権利を有することの書面^{※10}</p> <p>⑥その他、JST 担当者が求める書類（あれば）</p>	
---	--

※7 e-Rad 申請に対する JST による受理後、JST からの問合せに対する対応以外、提出書類の返却・差し替え・追加・変更には一切応じられません。

※8 提出書類のうち、指定様式があるものは以下の A-STEP Web ページからダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/hensai.html>

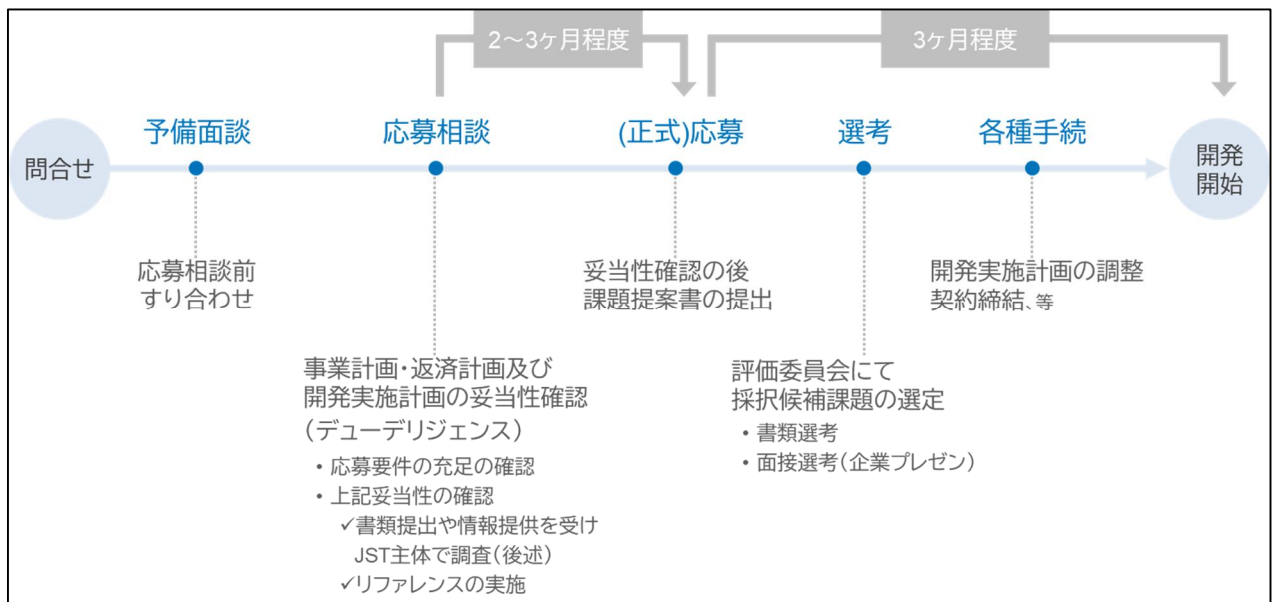
※9 PDF ファイルには印刷制限・コピー制限・パスワード設定等のセキュリティ設定を行わないでください。これらの設定がなされた場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず選考において不利益を被る可能性があります。

※10 応募時に準備ができていない場合でも、契約締結までに書面（例：契約書の写し）で示す必要があります。（3.2 参照）

※11 ファイル格納先は応募時に別途御連絡いたします。

2.8 応募相談・選考にあたって

2.8.1 応募相談・選考の全体像



2.8.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な応募相談・選考及び開発費配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益

相反マネジメントを実施します。

なお、応募相談段階でも選考段階に準じて、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1)選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、課題提案者（開発実施企業）、開発管理責任者、開発主担当者（以下開発管理責任者と開発主担当者の二者について「開発管理責任者等」という。）、技術シーズを創出した研究者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について、利害関係を有する場合又は公正な評価が保証されないと考えられる場合は、課題提案書「利益相反マネジメントに係る申告」に具体的に記載してください。

選考に関わる者は、以下ページで公表しています。

https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/hensai/a-step-hensai_hyokasya.pdf

(開発実施企業について)

- a. 開発実施企業において役員又は従業員として在籍する者。
- b. 開発実施企業の株式を保有する者。
- c. 開発実施企業において親族が役員又は従業員として在籍する者。
- d. 開発実施企業と取引関係を有する者。
- e. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者について)

- f. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者と親族関係にある者。
- g. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者と、大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者、又は開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- h. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者と同一の企業に所属している者、又は開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者が所属している企業の親会社等に所属している者。
- i. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究課題の中での共同研究者等をいい、開発管理責任者と実質的に同じ研究グループに属してい

ると考えられる者)

- j. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- k. 開発管理責任者等及び技術シーズを創出した研究者の研究開発課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- l. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2)再委託における開発管理責任者等の利益相反マネジメント

課題提案者（開発実施企業）に属する開発管理責任者、開発主担当者（以下、「開発管理責任者等」という。）が、「開発管理責任者等に関する機関」を再委託先とする課題提案を行い、JST からの開発費を当該再委託先へ配分することは、開発管理責任者等の利益相反に該当する可能性があります。従って、開発管理責任者等と「開発管理責任者等に関する機関」との間の利益相反について、当該再委託の必要性、合理性、妥当性を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くことを避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「開発管理責任者等に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の再委託先をいいます。

- a. 開発管理責任者等（これらの配偶者及び一親等内の親族含む）の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 開発管理責任者等（これらの配偶者及び一親等内の親族含む）が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 開発管理責任者等が株式を保有している機関。
- d. 開発管理責任者等が実施料収入を得ている機関。
- e. 開発管理責任者等（これらの配偶者及び一親等内の親族含む）を再委託先に含む機関。
- f. 開発管理責任者等と大学、国研等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者を再委託先に含む機関。
- g. 開発管理責任者等と緊密な共同研究を行う者を再委託先に含む機関。
- h. 開発管理責任者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者を再委託先に含む機関。
- i. 開発管理責任者等の研究開発課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係

にある企業に所属している者を再委託先に含む機関。

j. その他 JST が利害関係者と判断した機関。

「開発管理責任者等に関する機関」を再委託先とする提案については、当該再委託の必要性、合理性、妥当性の観点から評価委員会にて審議します。そのため、「開発管理責任者等に関する機関」を再委託先とする場合、課題提案書「利益相反マネジメントに係る申告」にて申告してください。

なお、開発管理責任者等の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途書類を提出いただく場合があります。

(3)JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」※という。）を本事業で採択し、開発費を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くことを避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST から出資を受けている企業は、応募相談段階から随時申告してください。

また、応募にあたっては、JST の出資先企業を課題提案者とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性について評価委員会にて審議します。そのため、JST の出資先企業が課題提案者である場合、課題提案書「利益相反マネジメントに係る申告」にて出資先企業であることを申告※してください。

JST からの出資を受けるための相談をしている企業については、課題提案書とは別に、JST 担当者に申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへの御協力をお願いします。

※ JST から出資を受けている企業は、以下ページで公表しています。出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html>

2.9 選考の観点

本事業では、以下の観点で選考を行います。

なお、応募相談でも以下の観点に準じて、総合的に事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性を確認します。

- a. 技術シーズの新規性・優位性
 - ・技術シーズが独創的で新規性を有すること。
 - ・技術シーズが競合より優位性を有すること。
- b. イノベーションインパクト（イノベーション創出の可能性）
 - ・技術シーズを基にした製品・サービスが革新的で競争力を有すること。
 - ・技術シーズを基にした製品・サービスが社会変革につながる可能性があること。
- c. 研究開発の目標（目標設定の妥当性）
 - ・本提案における開発目標が定量的に示されていること。
 - ・技術シーズを基にした製品・サービスの開発全体に対して、本開発成果の貢献が明確であること。
- d. 研究開発の計画（本提案の実行可能性）
 - ・開発目標を達成する上での技術的課題及びその解決策等が具体的に提案されていること。
 - ・これまでのデータ・成果が蓄積されており、開発実施計画が具体的かつ合理的に立案されていること。
 - ・本提案に必要な知的財産権が確保され、他の知的財産権に抵触する可能性が低いこと。
 - ・本提案において、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）等、総合知による対応が必要な場合、その対応が開発実施計画において検討されていること。
- e. 研究開発の基盤
 - ・開発実施企業が本提案を実施できる体制を有すること。
 - ・開発実施企業が本提案を実施するために必要な設備等を利用できること。
- f. 事業化の可能性
 - ・開発終了後に、開発成果の社会実装が計画されていること。
 - ・ターゲット市場、市場動向が十分に分析されて、開発終了後の事業化及び知的財産に係る戦略が具体的であって、競合と比較して優位性があること。
 - ・開発実施企業が事業化戦略を実現できるだけの経営基盤を有すること。
 - ・事業化に向けて予想されるリスク（例：市場変動、技術変革、競合技術・競合他社等）が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案されていること。
- g. 過去のプロジェクトの実績

- ・当該技術シーズ等に関する過去の研究開発プロジェクトにおいて、期待通り、ないしは期待以上の成果が得られていること（得られると見込まれること）。得られていない場合、その要因分析が適切になされた上で、本提案に適宜反映されていること。

h. 財務等の状況及び返済計画

- ・開発開始から開発終了までの間、開発を継続できる財務基盤及び計画を有すること。
- ・開発終了後の返済が十分に可能であること。

第 3 章 採択後の開発推進等について

3.0 選考後の流れ

(選考 ([2.7.2](#) 参照) を経て、採択候補課題として選定されることが必要です。)

a. 開発実施計画の調整 (開発実施計画書の作成) ([3.1](#) 参照)

採択候補課題に関して、開発管理責任者には課題提案書を基に、開発実施計画書を作成いただきます。その上で、JST は開発実施企業と、開発実施計画に係る条件の調整を行います。

なお、開発実施計画の内容に関して、選考結果 (採択候補課題の選定) の通知日から 2 ヶ月以内に開発実施企業及び JST の間で合意が得られない場合、採択を行いません。ただし、JST が特に認めた場合には、この限りではありません。

b. 開発課題の決定 (採択)

面接選考結果及び開発実施計画を基に、JST 内の手続きを経て、JST が採択する開発課題を決定します。

c. 開発委託契約の締結 ([3.2](#) 参照)

開発実施企業と JST の間で予め確認を行った開発委託契約に基づき、開発委託契約を締結します。契約締結に際し、開発費総額の 10% に相当する担保又は保証を設定いただきます。

その他、開発開始までに主に以下の対応が必要です。

- ・データマネジメントプラン ([4.17](#) 参照) の提出
- ・e-Rad での、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 ([4.21](#) 参照)
- ・e-Rad での、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出 ([4.25](#) 参照)

d. 開発開始

開発実施企業は、開発を開始します。

また、採択した開発課題として、JST Web サイト等にて、開発課題名、開発実施企業名、技術シーズを創出した研究者名及びその所属機関名等、開発課題の概要を公表[※]します。

※開発課題によっては、開発開始前に公表する場合があります。

3.1 開発実施計画の調整

採択に際し、開発管理責任者には課題提案書を基に、開発課題の全開発期間を通じた開発実施計画書を作成いただきます。また開発実施計画書にて、開発期間中に達成すべきマイルストーン目標

及び開発終了時に達成すべき開発目標を具体的に設定いただきます。

マイルストーン目標に関しては、具体的な目標・時期、当該時期までの実施項目・内容、必要な開発費を明記いただきます。マイルストーン時期に実施するマイルストーン評価において、S, A, B 評価と評価された場合に限り、開発実施企業は開発を継続し、開発費の残額を使用することができます。C 評価と評価された場合は、開発継続不可となります。(3.4 参照)。

開発実施計画に必要な書類は、以下ページからダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/jissou.html>

なお、開発実施計画の内容に関して、選考結果（採択候補課題の選定）の通知日から 2 ヶ月以内に開発実施企業及び JST の間で合意が得られない場合、採択を行いません。ただし、JST が特に認めた場合には、この限りではありません。

3.2 開発委託契約の締結

- a. 開発実施企業と JST の間で予め確認を行った開発委託契約を締結します。契約締結に際しては、応募要件等 (2.6 参照) を満たすことが必要です。特に「技術シーズについて開発実施企業が利用する権利を有することの書面が示されること」(2.6.2 参照)、及び、「開発開始時に開発費総額の 10% に相当する担保又は保証の設定がなされること」(2.6.1 参照) が必要で、いずれかの要件を満たさない場合は、契約締結ができません。開発委託契約の締結後、当該契約に基づき JST より開発実施企業へ開発費を支出します。
- b. 前記 a の開発委託契約が締結できない場合、開発実施企業は開発を開始できません。また、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合や、財務状況が著しく不安定である場合には、開発実施企業は開発を実施できないことがあります。詳しくは、「[3.8 開発実施企業の責務等](#)」を参照してください。
- c. 開発の実施に伴って生じた開発成果に係る知的財産権は、開発委託契約に基づき、開発実施企業にて適切に取得・管理することが求められます。

その他、契約締結・開発開始までに必要な書類を提出いただきます。

3.3 開発費

JST は開発委託契約に基づき、上限 5 億円を「開発費」(直接経費に間接経費(直接経費の 30% を上限とする)を加え、さらに再委託費も含む)として開発実施企業に支払います。

3.3.1 直接経費

直接経費とは、開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：開発専用設備^{※1}・備品の購入、製造、改造、据え付け等に必要な経費、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費
- b. 旅 費：開発実施企業における全参加者及び外部協力者の旅費
- c. 人件費・謝金^{※2,3}：
(人件費) 開発実施企業における全参加者（ただし、開発管理責任者及び役員報酬対象者を除く）の人件費
(謝金) 外部協力者及び JST が適当と認めた者に対する謝礼
- d. その他：
(外注費) 仕様書に基づいて、業務を第三者に実施させるために必要な経費^{※4}
(その他) 上記のほか本開発を遂行するための経費

(注) 直接経費として支出できない経費の例

- ・開発目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・再委託費による支出が適当と考えられるもの
- ・開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの^{※5}

※1 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティア化等が求められています。新たな研究設備・危機の購入に当たっては、「4.11 [研究設備・機器の共用促進について](#)」を参照してください。

※2 本事業では、人件費等の不課税取引に係る消費税相当額の計上は不可です。

※3 人件費・謝金の合計は、開発期間全体で直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※4 直接経費の「その他（外注費）」と再委託費の合計は、開発期間全体で直接経費と再委託費の合計の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※5 JST では、開発委託契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、企業（開発実施企業）と大学等（再委託先）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下ページの最新の事務処理説明書等を

参照してください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/jissou.html>

3.3.2 間接経費

間接経費とは、開発の実施に伴う開発実施企業の管理等に必要な経費であり、直接経費の30%を上限に措置されます。開発実施企業は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、開発実施企業の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

3.3.3 再委託費

再委託費とは、開発課題の一部を大学等に再委託する経費をいいます。

JST が本開発の遂行上特に必要であると判断し、事前に委託内容や契約内容を調整した上で、JST が承認した場合に限り、再委託することができます。ただし、開発実施企業が行うべき本質的な業務を再委託することはできません。

再委託費は、直接経費ではありません。再委託先の間接経費を計上する場合は、再委託費にて計上してください。なお、再委託した大学等の行為について、再委託元の開発実施企業は JST に対し、全責任を負うこととなります。

直接経費の「その他（外注費）」と再委託費の合計は、開発期間全体で直接経費と再委託費の合計の50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

3.3.4 取得物品の帰属について

JST が支出する開発費により開発実施企業が取得した物品（取得物品）並びに開発実施企業の施設及び設備等に効用を増加させた部分（効用増加物品）の所有権は、企業に帰属するものとします。ただし、開発中及び開発費返済期間中は、善良な管理者の注意義務を持って保管し使用するよう措置していただきます。また、開発期間中、取得物品及び効用増加物品に対して、遅滞なく損害保険を付与するとともに、当該保険金請求権に対して JST のために質権設定を行っていただきます。

3.4 評価

3.4.1 評価

(1)評価

(開発期間中)

✓ マイルストーン評価

マイルストーン時期に、「マイルストーン目標の達成度」や「事業化の可能性・イノベーションインパクト」から総合評価します（高評価順に S, A, B, C の 4 段階評価）。S, A, B 評価と評価された場合に限り、開発実施企業は開発を継続し、開発費の残額を使用することができます。C 評価された場合は、開発継続不可となります。

(マイルストーン評価における評価基準)

- S：期待を大きく上回る開発成果が得られている
- A：期待した開発成果が得られている
- B：展開の見込める開発成果が得られている
- C：展開の見込める開発成果は得られていない

✓ 計画変更評価

- ・「開発実施計画の重要な事項に関する変更」の場合、必要に応じて技術報告会議を開催するとともに、評価委員会にて、変更を必要とするに至ったそれまでの開発状況、及び、計画変更の妥当性を評価します。
- ・計画変更の決定以前に、計画変更後の開発実施に係る開発費を使用することはできません。

✓ その他中間評価

開発期間中、JST あるいは評価委員会の判断により、評価委員会による中間評価を実施する場合があります。中間評価では、「研究開発の進捗現状」と「事業化の可能性・イノベーションインパクト」の観点を踏まえ、総合評価を行います（高評価順に S, A, B, C の 4 段階評価）。S, A, B 評価の場合に開発継続可、C 評価の場合は開発継続不可となります。

(中間評価における評価基準)

- S：期待を大きく上回る開発成果が得られている
- A：期待した開発成果が得られている
- B：展開の見込める開発成果が得られている
- C：展開の見込める開発成果は得られていない

(開発終了後)

✓ 事後評価

開発終了後、3ヶ月以内に、「開発目標の達成度」や「事業化の可能性・イノベーションインパクト」から総合評価します（高評価順に S, A, B, C の4段階評価）。

(事後評価における評価基準)

S：期待を大きく上回る開発成果が得られた

A：期待した開発成果が得られた

B：展開の見込める開発成果が得られた

C：展開の見込める開発成果は得られなかった

(2) 評価結果の公表

JST は、各評価結果（計画変更評価は除く）について JST Web サイト等で公表します。

3.4.2 追跡調査

開発終了後、追跡調査を行うことがあります。

3.5 開発終了の取扱い

事後評価結果により異なります。（[3.4.1](#) 参照）

- ✓ 事後評価が S, A, B 評価の場合：JST が支出した開発費の全額を返済
 - ・開発終了後、10年以内の分割返済（無利子）をしていただきます。年度毎の返済額については、JST に事前に相談し、調整するものとします。（一括返済も可）
 - ・JST に事前に相談し了承を得られた場合に限り、事後評価結果決定日から最長3年間、初回の返済を猶予します。
 - ・開発開始時に設定した開発費総額の10%に相当する担保又は保証は、完済されるまで設定いただきます。
- ✓ 事後評価が C 評価の場合：JST が支出した開発費の10%を一括返済
 - ・開発終了後、JST が支出した開発費の10%については返済を求めますが、90%については返済は求めません。
 - ・マイルストーン評価及び中間評価が C 評価の場合は開発継続不可となり、上記同様の扱いになります。

3.6 開発中止の取扱い

JST が支出した開発費の全額を返済していただきます。

開発期間中に、一定の要件に該当し、本開発を継続させることが適切でない又は困難と JST が判断した場合、開発を中止することがあります。なお、開発が中止となる理由に応じて、取り扱いが異なります。

開発実施企業の都合により開発が中止となる場合、JST から支払われた開発費の全額を返済していただきます。

3.7 開発管理責任者の責務等

3.7.1 確認書の提出について

開発管理責任者は、開発課題が採択された後、次に掲げる事項を遵守することを確認の上で、これらを確認したとする文書として、「研究開発の遂行に当たっての確認書」を契約締結前に JST にオンラインで提出していただきます。

- a. 公募要領、開発委託契約書及び事務処理説明書の記載内容及び開発実施企業の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用等を行わない。
- c. 開発実施企業及び再委託先の全参加者に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正使用を未然に防止するために、研究倫理教育に関するプログラムの受講について周知徹底する。

開発実施企業は対象者が確実に履修するようご対応ください。これに伴い、対象者が JST の督促にもかかわらず履修義務を果たさない場合、JST は開発費の全部又は一部の執行停止を開発実施企業に指示する場合があります。この場合、開発実施企業は、指示に従って開発費の執行を停止し、指示があるまで開発費の執行を再開することはできません。

3.7.2 開発の推進・管理

開発は、開発管理責任者を中心として実施していただきます。

開発管理責任者は、開発費の管理（支出の計画・進捗・予定）を適切に行っていただきます。開発実施企業だけではなく、再委託先も含めた全体の資金計画及び開発費の執行状況を開発担当者とともに把握ください。

開発管理責任者は、計画書の作成、各種申請・届及び報告、開発遂行上のマネジメント等、推進全般について責任を負う必要があります。また、JST は、開発期間中、評価委員会による進捗管理を行い、進捗状況について必要な調査（現地調査を含む）を実施するとともに、状況に応じて開発管理責

任者を含めた開発実施企業に対し開発の遂行上必要な指導・助言を行います。

再委託を受ける大学等は、再委託費の管理（支出の計画・進捗・予定）を適切に行っていただきます。特に本事業の再委託費で雇用する者の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

万一、開発実施企業の都合により、開発継続に困難が生じた場合は、JST に速やかにその旨を連絡してください。

3.7.3 申請・届及び報告に関する書類及び経理書類の提出

開発期間中、開発に関する申請・届、開発の進捗に関する報告に係る書類を、四半期ごとに作成・提出いただきます。また、各種評価及び開発終了時には、追加書類の提出を求めます。

3.7.4 指導・助言、評価への対応

開発管理責任者から提出される申請・届及び報告に関する書類及び必要に応じて行われる技術報告会議を基に、評価委員会が開発の進捗状況や成果を把握し、それに基づき開発実施計画の見直しに反映していただくことがあります。報告内容や評価結果によっては、開発期間中であっても、以降の開発実施計画の変更を求める、あるいは開発費の増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

3.7.5 開発成果の公表

開発期間中に、開発実施企業、技術シーズを創出した大学等の研究者、再委託先等が、本開発に関わる外部発表（プレス発表、学会発表、論文投稿、成果報告会）を行う場合、知的財産権の取得・管理に支障をきたさないように行ってください。

また、社会的にインパクトのある開発成果が創出された場合、事後評価結果を受けて必要と JST が判断した場合には、JST が開発成果についてのプレス発表を行うことがあります（開発実施企業との共同発表も可能です。）。

さらに、本事業のアウトリーチ活動の一環として、JST や関係府省が主体となり展示会等（イノベーション・ジャパン等）への出展を行う際には、成果展示のご協力をお願いすることがあります。このほか、JST 広報誌である JSTnews や成果集への記事掲載等、JST が行う広報活動へのご協力をお願いすることがあります。

3.7.6 開発成果の実施

開発終了後は、開発期間中に得られた開発成果を実用化するよう最大限努力してください。

3.7.7 調査

[3.7.6](#)を踏まえ、開発終了後、一定期間^{※1}、毎年5月31日までに、前年度における実用化状況（知的財産権の利用状況を含む）について、報告書をご提出ください。

開発終了後に、開発実施企業の関係者の交替、連絡先の変更があればJSTに連絡してください。

また、JSTに対する所要の報告、及びJSTの監査や会計検査院の現地検査（開発の適切な実施及び不正防止のための調査^{※2}を含む）に対応いただきます。

※1 一定期間とは、「開発期間終了日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して10年が経過する日」又は「返済完了日」のいずれか遅い日まで、をいいます。

※2 開発実施企業が、本開発や本開発に係る開発費執行を適切に実施し、研究不正や不正経理の防止に資するため、JSTは書面調査に加えて、開発期間中や開発終了後に、書面のみでは確認しづらい開発実態の把握に主眼を置き、様々な方法により、本開発に関わる全ての事項を対象とした調査を実施します。これには、不正防止策の一環として、開発実施企業に対し、詳細な調査内容を事前に知らせることなく、直前に訪問日を通知し、実施する現地調査を含みます。

3.8 開発実施企業の責務等

開発実施企業は、開発を実施する上で、開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない開発実施企業における開発実施は認められません。

- a. 開発実施企業は、JSTが提示する内容で開発委託契約を締結しなければなりません。また、開発委託契約書、事務処理説明書、開発実施計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。開発委託契約が締結できない場合、又は開発実施企業での開発が適正に実施されないと判断される場合には、開発実施企業における開発実施は認められません。
- b. 契約締結前及び開発期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。また、開発期間中、四半期毎に試算表、毎年度、計算書類を提出いただきます。
- c. 開発実施企業は、開発を効率的に実施し、開発目標の達成を目指すとともに、開発の実施に伴って生じた開発成果に係る知的財産権を適切に取得・管理し、開発成果を実用化するよう

最大限努力することが求められます。

- d. 開発実施企業は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、開発実施企業の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、開発費の適正な執行に努める必要があります。また、開発実施企業は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（4.21 [「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)について）
- https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm
- e. 開発実施企業は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、開発実施企業の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、開発実施企業は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（4.25 [「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)について）
- https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- f. 開発実施企業は、開発実施企業及び再委託先の全参加者に対して、上記 d.及び e.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理教育に関するプログラムを履修させる義務があります。
- g. 開発実施企業は、開発費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、開発実施企業の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している開発実施企業は、開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、開発実施企業における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- h. 開発実施企業は、開発の実施に伴い発生する知的財産権が開発実施企業に帰属する旨の契約を全参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に開発実施企業と雇用関係のない学生が開発参加者に含まれる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が開発実施企業に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

- i. 開発実施企業は、JST の監査や会計検査院の实地検査に対応する義務があります。
- j. 開発実施企業は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、開発費の支払い方法の変更や開発費縮減の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における機関評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、開発委託契約に従って、契約期間中の契約解除や開発費縮減の措置を行うことがあります。また、開発課題の評価等の結果を踏まえて、開発費の増額・減額や契約期間の変更、開発の中止等の措置を行う場合があるほか、開発継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。開発実施企業は、これらの措置に従う必要があります。

- k. 開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の開発課題に参画する、開発実施企業の全参加者及び再委託先の全参加者に対して、以下のいずれかのプログラムの履修を必須とします。

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・ その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、該当者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- l. 開発の適切な実施や開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との開発委託契約に反しない範囲で再委託先との間で共同研究契約を締結する等、必要な措置を講じてください。

- m. 開発費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.9 その他留意事項

3.9.1 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口 “Plus One（プラスワン）” を運用し、また各機関が提供する支援制度を一元化し紹介しております。

詳しくは以下 Web ページを参照してください。

<https://www.nedo.go.jp/activities/startups/plusone.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

開発管理責任者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件の一つとなります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は、別紙「e-Rad による申請方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、終了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、終了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ <https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

以下ページより受講してください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「**ダイジェスト版修了**」と**選択/入力してください**。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

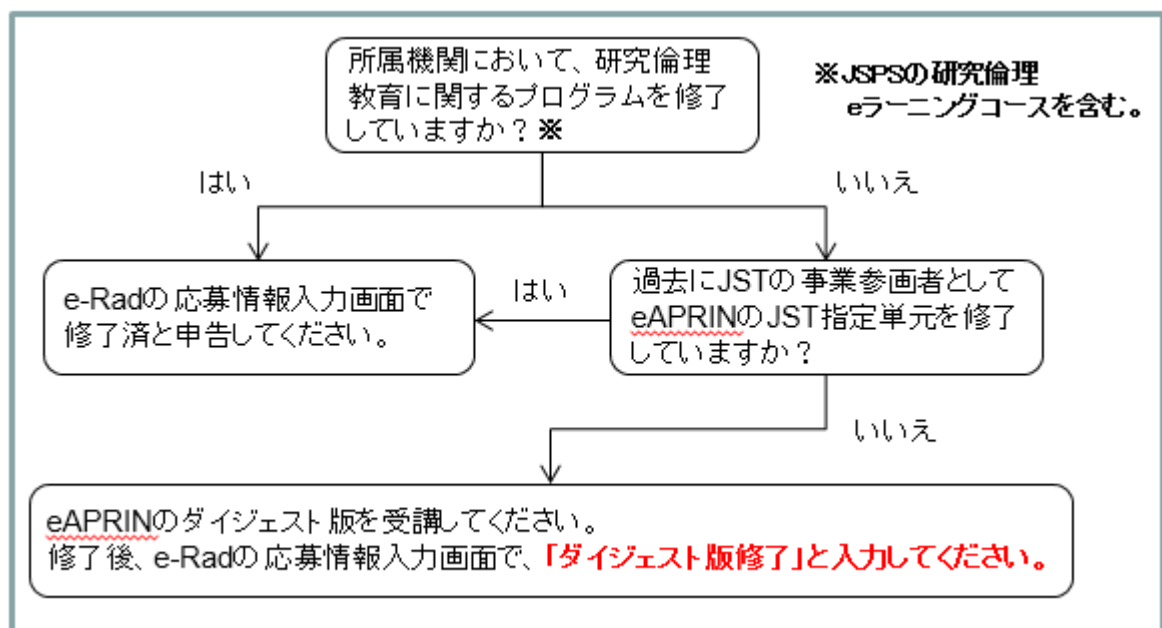
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 実装支援グループ

E-mail : jitsuyoka@jst.go.jp

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する者について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として開発実施企業の全参加者及び再委託先の全参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます。また、JST が認める理由に該当する者は、履修が免除されます。)

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の

事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、開発管理責任者及び再委託先参加者（代表）について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼

業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報(以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。)を応募書類や府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」といいます。)に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ(原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ)の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できる

かを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議)

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf

4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規

制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

- <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

- <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

- <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

- <https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.7 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/jissou-doc/gj7.pdf>

4.8 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.9 開発終了までの開発期間の確保について

JST においては、開発終了一杯まで開発を実施することができるよう、以下の通り対応しています。

(1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 開発費の精算書類の提出期限を、開発終了後 61 日以内とする（開発中止の場合を除く）。

(3) 開発実施報告書の提出期限を、開発終了後に行う事後評価の決定日から 2 ヶ月以内とする。

開発実施企業は、これらの対応が、開発終了までの開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.10 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イ

「ノーベル賞戦略 2025」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025 年(令和 7 年)11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定（R7.6.6）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議（R7.11.18）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会（R7.7.10）]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

4.12 博士課程学生の処遇の改善について

本事業では、本事業による博士課程学生の処遇改善は想定されませんが、再委託先の大学等に関

連するため、以下の内容を参考までに示します。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う等、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保する等、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.14 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本

事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

4.16 社会との対話・協働の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.17 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収録していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) をご利用ください。詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
(※1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
(統合イノベーション戦略推進会議)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータ

の共通項目（2026年1月時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.18 ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL

等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）については JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。
- (※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特

段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

4.18 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて(中間とりまとめ)」(令和6年7月31日)では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収録されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

4.19 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で28件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達等、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省 Web サイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.20 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.21 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省 Web サイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」

(以下「チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、開発委託契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出(アップロード)してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、文部科学省 Web サイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関の Web サイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.22 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」といいます。)については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※1)資格の制限等の措置

本制度の開発費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」といいます。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善

管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本制度への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。
なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii)不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下の Web サイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.23 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の Web サイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.24 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰

則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文科科学省 Web サイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、Web サイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、開発委託研究契約締結までに、文科科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、文科科学省 Web サイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下の Web サイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他の府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加する

ことを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii)他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv)不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業の Web ページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.29 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いいたします。

4.30 JST からの特許出願について

本事業では事業の性質上、開発期間中に生じた発明等を権利化しないことは想定されませんが、

以下の内容を参考までに示します。

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.31 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府の Web サイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

4.32 応募情報及び個人情報の取扱い

○応募情報の管理について

応募相談時の提出書類及び応募書類等は選考のために利用します。なお、選考には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

不採択の課題提案に関する情報は、その内容の一切を公表しません。

○個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ A-STEP の応募相談、選考、選考に係る事務連絡及び通知等に利用します。
- ・ 選考後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会等の開催案内等、採択後管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。